

大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出

大仙市告示第30号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日まで市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和6年3月18日

大仙市長 老松博行



1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社薬王堂 代表取締役社長 西郷孝一
岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂秋田大曲飯田店
秋田県大仙市飯田町字屋舗通75番地1 外

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前 株式会社薬王堂 代表取締役社長 西郷辰弘
岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号

イ 変更後 株式会社薬王堂 代表取締役社長 西郷孝一
岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号

(4) 変更した年月日

令和6年3月1日

(5) 変更する理由

設置者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和6年3月15日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

大仙市大曲花園町1番1号 大仙市経済産業部商工業振興課

(2) 縦覧期間

令和6年3月18日から令和6年7月18日まで

4 意見書の提出先

大仙市大曲花園町1番1号 大仙市経済産業部商工業振興課

5 意見書に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由